

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

空き家所有者の空き家活用に関する心的疎外要因等の解消や動機付けと言った取組を進めるとともに、空き家等リノベーション講習会を通じて、まちづくり等に取り組む個人、団体に対する支援を実施することにより、空き家の利活用促進と適正管理等に前向きな空き家所有者及び空き家等の利活用を通じて地域おこし等に携わる個人や団体の裾野の拡大を図ることを目的としたものである。

(2) 業務内容

別紙「空き家等の利活用促進に係る関連イベント企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

6,210,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

平成 28 年 12 月 19 日 (月) 午後 4 時

(2) 仕様書等に対する質問提出期限

平成 28 年 12 月 22 日 (木) 午後 4 時

(3) 上記(2)に対する回答日等

平成 28 年 12 月 26 日 (月) に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県土木建築局住宅課

② 提案書提出期限

平成 29 年 1 月 10 日 (火) 午後 4 時

③ その他

ア 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取り下げ願い書【様式 3】を提出すること。

提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。

なお、部分的な差し替えは認めない。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 409 会議室

② 実施日時 平成 29 年 1 月 13 日 (金)

- ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。ただし、審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。
 - ④ その他 プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とすること（追加提案の説明や追加資料の配布は認めない）。
提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーンは広島県で用意する。ただし、パソコン等については提案者で用意すること。
なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書【様式1】に添付しなければならない。
 - ア 企業グループで参加する場合は、グループ構成書【様式4】及び委任状【様式5】を合わせて提出すること。
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に対する質問について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面【様式2】により、電子メールにて提出すること。
〈〈送付先アドレス〉〉 dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp
件名を「空き家等の利活用促進に係る関連イベント企画運営業務委託仕様書についての質問」とし、送信後、提出先（広島県土木建築局住宅課）へ電話により着信の確認を行うこと。
〈〈電話番号〉〉 082-513-4166（ダイヤルイン）
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
 - ③ 仕様書等の交付を受けた場合は、提案書の提出時に返却すること。ただし、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。
- (8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局住宅課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、平成29年1月18日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、平成29年1月20日（金）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

(3) 契約書（案）

(4) 仕様書

(5) 提案書評価基準

(6) 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書，【様式2】仕様書等に対する質問書

【様式3】取り下げ願い書，【様式4】グループ構成書，【様式5】委任状，

【問い合わせ先】

広島県土木建築局住宅課 担当 山野内

電話 082-513-4166（ダイヤルイン）